

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、企業が長期に存続・繁栄していくために必要不可欠な仕組みであり、また企業が社会的責任を果たしていくための根幹をなすものと考えております。

経営の重要課題である「長期的かつ総合的な株主価値の極大化」の基本方針のもと、迅速かつ効率的な経営を行いながら、コンプライアンス（法令遵守）の徹底、内部統制の徹底など企業の社会的責任を重視し、これらの活動を通じて継続的な企業価値・株主価値の向上を図っております。

当社グループにおきましては経営の透明性を高めるために、監査役会を設置して監査役による取締役の業務執行に対する監視機能の充実に努めていることに加え、内部統制システムやリスク管理体制の構築・整備を推進しているほか、正確かつ公正なディスクロージャーによるステークホルダーへの誠実な対応に努めております。

更に、当社及び子会社（以下「当社グループ」といいます。）の行動規範として、「グループ企業理念」「グループ行動理念」「KeyHolderグループコンプライアンス基本方針」を定め、当社グループ一丸となった法令遵守の徹底を図り、企業としての健全性の向上を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、2018年6月1日付けで改訂されているコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Jトラスト株式会社	5,656,050	33.52
倉田 将志	1,372,640	8.13
吉田 知広	505,530	2.99
森田 篤	378,233	2.24
赤塚 善洋	297,858	1.76
株式会社第一興商	294,985	1.74
株式会社電通グループ	222,519	1.31
株式会社SKFINANCIALGROUPOHOLDINGS	172,074	1.01
株式会社SBI証券	166,826	0.98
吉成 夏子	155,160	0.91

支配株主（親会社を除く）の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

12 月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鷲尾 誠	弁護士											
夏目 公一朗	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鷲尾 誠		社外取締役	弁護士として企業法務等に関する豊富な経験と専門的な見識に加え、会社経営に携わっていることから、その経験やそれによって得られた高い知見を、当社の経営体制やコーポレート・ガバナンスにおける経営監督に活かしていただき、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任するものであります。
夏目 公一朗		社外取締役	コンテンツ業界における高い見識及び経営者としての豊富な経験を有しており、その見識及び経験を当社の経営の監督に活かしていただき、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査法人による監査計画及び監査結果の報告には、監査役が出席し、相互に意見交換が図られており、問題点の共有を図る等、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

監査部門におきましては、法令遵守・内部統制の有効性に加え、会社の価値向上に寄与する事を目的とする社内規定に則り、適時監査をおこない、その報告は代表取締役及び担当取締役に報告されるとともに、監査役にも常に情報提供されております。

また、監査部門は監査役の行う監査の円滑な遂行に協力しており、必要に応じて随時会合を開催するなど、相互の意見交換・情報交換を積極的に行うことで密接な連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
栗岡 利明	他の会社の出身者													
杉野 光信	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗岡 利明	○	常勤監査役 栗岡氏を独立役員として指定しております。	長年金融業等で培った財務経理関連を中心とした豊富な経験と高度な専門知識を有しており、その幅広い見識を経営に反映いただくことを目的とする。 また当社との間には特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

杉野 光信	非常勤監査役	銀行での取締役を歴任するなど、金融機関における豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社経営に関しての監査機能の強化や、助言を期待できることから、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任するものであります。
-------	--------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準等を参考に独立役員を1名以上選任することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社、当社子会社及び当社孫会社の取締役、監査役及び従業員に対して、有償及び無償にて新株予約権を発行しております。

なお、有償にて発行している新株予約権は、引き受ける者に対して公正価格にて発行しているものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施しております。また、新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われているものであります。

また、無償にて発行している新株予約権は、インセンティブとして有効であることから、有利発行ではないと考えており、株主総会の承認を得ることなく実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

■ 2019年6月19日決議分 第3回有償ストック・オプション
 当社の取締役、監査役及び従業員 12名 30,000個
 対象となる当社普通株式数 300,000株

■ 2019年6月19日決議分 第4回無償ストック・オプション
 当社並びに当社完全子会社の取締役及び従業員 174名 16,770個
 当社完全子会社以外の子会社の取締役及び従業員 26名 2,575個
 合計 200名 19,345個
 対象となる当社普通株式数 193,450株

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役を支払った報酬総額と監査役に支払った報酬総額に分け各々開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、短期及び中長期の業績と企業価値の向上を促進するため、持続的な成長に不可欠な人材を確保できる報酬制度とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び経営環境を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 取締役の報酬の構成

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみにより構成するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された取締役の報酬額の総額の範囲内において、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査部門および総務部門のスタッフが社外取締役及び社外監査役を補佐する体制を整えております。取締役会及び監査役会招集時の開催連絡、議案説明をメール・FAX・電話などで行うとともに、会議開催前に事前資料の配布を行うよう努めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
畑地 茂	取締役副会長	グループ経営	常勤取締役、固定報酬	2021/03/30	1期 (2020/03/25～ 2021/03/30)
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新			1 名		
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 取締役会
当社取締役会は、取締役10名(うち社外取締役2名)で構成されております。当社における業務執行につきましては、毎月1回取締役会を開催しており、会社の経営方針、法令で定められた事項などの重要事項を決定するだけでなく、取締役の職務執行を監督しております。また、迅速かつ適切な意思決定を実現するために、会社における重要事項におきましては、定例取締役会のほか、会社法第370条に定められる書面または電磁的な記録による決議を採用しております。併せて取締役、各関連部門の責任者などで適宜構成される各会議体における情報共有をはじめ、ネットワークを用い適時情報を共有する等、各役員の業務執行状況を共有する体制を構築しております。
- (2) 監査体制
ア) 監査体制としましては、監査部門による監査、監査役による監査、会計監査人による監査があります。
イ) 内部監査につきましては、事業部門と独立した監査部門を設けており、子会社および本社各部門ならびに、事業所等を2名で適時監査しております。監査部門では監査役と連携をとりながら、法令遵守、社内諸規程やコンプライアンスの観点から監査を行っております。問題点が発生した場合は適宜代表取締役及び担当取締役に報告を行うだけでなく、すぐに改善命令を出し、フォローアップ監査を行っております。
ウ) 監査役につきましては、取締役会やその他の重要な会議に出席し、適宜助言や意見を述べております。
エ) 当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、定例監査役会を月1回、必要に応じて臨時監査役会を開催し、業務執行状況について協議を行っております。更に常勤監査役におきましては、取締役会のほか、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、また取締役から事業担当者にわたる全ての関係者からの意見聴取や資料の閲覧、調査を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性を監査しております。
オ) 会計監査につきましては、太陽有限責任監査法人を選任しております。正しい経営情報の提供だけでなく、監査役との適切な意見・情報交換や各事業部門からの意見聴取を行うなど、公正な監査ができる環境を整えております。
- (3) その他当社における組織体制
ア) 法務・コンプラグループ及び内部統制・監査部を設置しております。会社法務、法令遵守、リスク管理及び内部統制の運用状況を管理することと、各従業員に対する法令知識の醸成および、企業体としての法令遵守の更なる強化を図っております。
イ) 昨今の企業不祥事に鑑み、より高い企業倫理とリスク管理の側面からコンプライアンス・リスク管理体制をより強固なものとするべく、取締役の中から代表取締役により選任された委員長、副委員長によって組織されたコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。企業不祥事の発生を防止するため「KeyHolderグループコンプライアンス基本方針」を定め、周知徹底を図っている他、社員のみならず、アルバイト従業員・派遣社員・契約社員・嘱託社員等、当社関係者が通報・相談できる窓口として社内および弁護士事務所に「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、運用しております。
- (4) 取締役及び監査役の報酬決定
役員の報酬等に関しては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、個々の役員の職責及び実績等を勘案し、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役会での協議を経て決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、平成2年4月18日開催の臨時株主総会におきまして、年額500百万円以内と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成10年6月26日開催の第31回定時株主総会におきまして、年額50百万円以内と決議いただいております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、当社取締役会の監督機能の強化を目的として社外取締役を選任し、また、監査役(監査役会)の充実等により、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が可能であると考えており、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。
なお、社外監査役2名のうち1名を独立役員として選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会における議案が確定次第、速やかに当社ホームページ及び東京証券取引所の開示サイトを通じて、状況提供を行っており、株主様への招集通知の発送については法定期日より1～2日前倒しにて発送できるよう努めております。 なお、株主様の権利や利益に影響を及ぼす重要な株主総会議案が提案される場合には、株主様に十分な検討期間を提供できるよう、情報開示を迅速かつ適切なタイミングで開示できるように努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主各位の出席の便宜を図るため、また公平性ある議決権行使の場の提供という観点から、定時株主総会の集中日を避けて開催日を設定し、より多くの株主の皆様が出席できるように配慮しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主各位の議決権行使の便宜をはかるため、また公平性ある議決権行使の場の提供という観点から、インターネットによる議決権行使が可能な体制を整備しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主各位の議決権行使の便宜をはかるため、また公平性ある議決権行使の場の提供という観点から、招集通知にインターネットによる議決権行使の方法などを掲載することにより、ご利用実績の向上に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページにて公表しております。 http://www.keyholder.co.jp/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期第2四半期決算、期末決算後の年2回、代表取締役等による決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報のページを設け、決算短信や決算説明会で配布した資料などを随時掲載しております。このほか、事業子会社等におけるプレスリリースや決算情報以外の開示資料も適宜掲載しております。 http://www.keyholder.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部門にIR・広報担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主様をはじめ、お客様・地域社会などあらゆるステークホルダーに対して、企業として果たすべき社会的責任があると認識しております。この社会的責任は、お客様へのサービス向上やコンプライアンス遵守だけでなく、社員一人ひとりが高い倫理観のもと、グループ価値向上に向け誠実に取り組むものであり、「グループ行動理念」に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	資本市場の代表格たる上場企業としてコンプライアンス(法令遵守)の徹底・内部統制の徹底などはもちろん、企業としての地域社会への貢献活動など、社会的責任を重視し、これらの活動を通じて継続的な企業価値の向上を図っております。 当社グループ価値向上に向け、2014年度より新たにグループ企業理念に定めた、「世の中の常識にとらわれない独創性と誠実さを通じて幸せで豊かな未来をつくります」を企業活動の原点とし、全社的な活動含め、各種CSR活動を実施・推進してまいります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、適時・公正・公平な情報開示に努めることにより、株主・投資家の皆様が当社に対する理解を深め適正な投資判断を下していただくことに加え、債権者・格付け機関の適正な判断の支援、および当社が適切な格付けを取得することを目的にディスクロージャーポリシーを定め、その実行を徹底しております。当社ホームページ上にて公表しております。

<http://www.keyholder.co.jp/ir/policy.html>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」構築の基本方針につきまして、取締役会で以下のとおり決定し、監査・監督機能の強化に努めております。

また、内部統制部門主導により、内部統制システム及びリスク管理体制の構築・整備・運用の強化を図っております。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社（以下「当社グループ」といいます。）における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 当社グループにおける行動規範として「グループ企業理念」「グループ行動理念」「KeyHolderグループコンプライアンス基本方針」を定め、グループウェアに掲示のうえ、情報発信等を行い、周知徹底を図る。

イ コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当該委員会において、コンプライアンス・リスク管理部門が立案したコンプライアンス及びリスク対応に関する重要な方針を審議し、その後の進捗状況を監視する。

ウ 法令及び定款に違反する行為が行われ、または行われようとしていることにつき、当社グループにおける使用人等が直接通報を行うための手段として内部通報制度を確立する。

エ コンプライアンスに関する啓蒙活動を行うことでコンプライアンス意識の向上を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役会議事録をはじめとする重要な会議の意思決定に関する記録や、職務権限規程に基づき決裁を受けた稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、保存及び管理を行う。

(3) 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 当社グループを統括するリスク管理規程を定め、当社グループ各社に1名以上、コンプライアンス・リスク管理責任者を設置する。

イ コンプライアンス・リスク管理責任者及びそれぞれの担当部署は、事業環境、災害、サービスの品質並びに情報セキュリティに係るリスクについて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施、マニュアルの作成・配布などリスク低減の施策に取り組む。

ウ 当社グループ各社の部門を横断するリスク状況の監視は当社の内部統制部門が行い、各種契約をはじめとした法務案件全般については、当社の法務部門がその対応を行う。

エ リスク対応のうち重要なものについてはコンプライアンス・リスク管理委員会で審議を行い、職務権限規程に基づき決裁を受けたのち、対応にあたる。

オ 今後新たに生じるリスクについては、当社グループ各社における取締役会で速やかに担当取締役または担当部署を定め、迅速な対応を行う。

(4) 当社グループ各社における、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 当社の取締役会は月1回の定例取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また、子会社の取締役会においても定例取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。さらに、電子稟議システムの導入により社外からでも稟議の閲覧、決裁を可能とし、経営の意思決定の迅速化及び経営効率の向上を図る。

イ 当社グループ各社は、取締役、各関連部門の責任者などで適宜開催される各会議体の開催を通じ、各事業部門の業務執行状況につき検討を行い、適切な対応を実施する。

ウ 各会議体においては、IT、電子媒体などを活用し、業務執行状況、審議資料を当該会議体の構成員全員が共有することにより、効率的な情報伝達を行う体制を構築する。

(5) 当社並びに子会社及びその他関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア 当社グループは、会社として法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ子会社及びその他関係会社の内部統制との連携体制を構築する。

イ 子会社に関する重要且つ基本的な経営に関する決定については、当社の職務権限規程及び関係会社管理規程に基づき、当社の承認のもと実施する。また法令遵守体制について適切な管理及び指導を行うことにより、その業務の適正を確保する。

ウ 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告その他情報共有に関する体制を定める。

エ 当社の監査部門は、当社グループの業務監査を適宜実施する。

オ 当社グループ監査役は、子会社及びその他関係会社の監査役との間で、定期的に監査役連絡会を開催する等、情報交換並びに意見交換などの連携により監査機能の向上に努める。

カ 当社グループにおける法令遵守の厳格化、リスク管理の強化、情報管理の徹底並びに業務の適正運用体制を確立するため、グループ規程管理規程を定める。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する体制

ア 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を設置すること、または監査部員を監査役の職務を補助すべき使用人として従事させることができる。

イ 監査役の職務を補助すべき使用人については、その人事、及び考課にあたり事前に監査役と協議し、その意見を尊重した上でこれを実施する。

ウ 監査役の職務を補助すべき使用人については、取締役の指揮命令系統から独立させ、監査役の指示命令に従うものとする。

(7) 当社グループにおける取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び、報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア 当社グループ各社において重大な法令違反及び事業活動に伴う事故などが発生した場合は、各社の取締役及び使用人は、その内容を各社監査役に遅滞なく報告する。なお、各社監査役が当該報告を受けた場合には、遅滞なく当社監査役にその旨を報告するものとする。

イ 当社グループ各社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに当社監査役に報告するものとする。

ウ 前号ア、イの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための仕組みを定める。

エ) 当社の常勤監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するものとし、当該会議において、取締役、各事業部門及び各関連部門の責任者または、当社グループ各社のコンプライアンス・リスク管理責任者は、経営に関する重要な決定、各部門の業務執行状況、コンプライアンス・リスクに関する重要な案件に係る具体的施策及び内部監査の実施状況などにつき定期的に報告を行う。また、重要な稟議書類の被報告者となり経営に関する重要な決裁事項を把握する。

(8) 当社監査役の職務執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い又は償還等を請求した時は、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なでないことが明らかに認められる場合を除き、当社は所定の手続きに従い、速やかにこれに応じるものとする。

(9) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア) 内部監査規程において、監査部門を監査役の行う監査の円滑な遂行に協力させ、もって監査効率の向上に努める。

イ) 監査役が意見の形成などのため、必要に応じて会計監査人及び顧問弁護士を活用できる体制を確保する。

2. 当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行を確保するための体制

ア) 取締役7名、社外取締役1名、監査役3名を構成員とする取締役会を開催し経営の重要事項及び個別案件の決議を行っております。今期は毎月1回の定例取締役会と7回の臨時取締役会を開催しております。

イ) 社外取締役は、専門知識と経験を有する人を選任し、適宜取締役会において意見を述べていただくことで、意思決定の妥当性を担保しております。

(2) コンプライアンス・リスクマネジメントのための体制

ア) グループ企業理念、グループ行動理念、KeyHolderグループコンプライアンス基本方針を定め、社内に周知しております。

イ) リスク管理規程を定め、当社が対応すべきリスクの種類、リスク管理の体制等を記載しております。

ウ) 当社取締役であるコンプライアンス・リスク管理統括責任者のもと、当社グループ各社に1名以上、コンプライアンス・リスク管理責任者を設置しております。

エ) コンプライアンス規程を定め、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底と社会的信用の向上を図っております。

オ) コンプライアンス・リスク管理委員会規程を定め、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスク対応及び、コンプライアンスの推進についての審議をしております。今期は5回開催しております。

カ) 社外弁護士を含む複数の窓口を設置し、通報者の保護を定めた「内部通報者保護規程」を定め適切に運営しております。なお、内部通報窓口に対する通報内容等はコンプライアンス・リスク管理委員会や取締役会に報告しております。

キ) コンプライアンスに関する社内研修等の活動を行っております。

(3) 監査役の職務の執行を確保するための体制

ア) 監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等に出席しております。また稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性を向上しております。

イ) 監査役会は常勤監査役2名(うち、社外監査役1名)、非常勤社外監査役1名で構成されています。今期は13回開催し、当社の監査について協議を行っております。

ウ) 監査部門は監査役と密接な連携を取っております。今期は11回の定例会議を開催しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ア) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には断固たる態度を取り、このような勢力、団体とは一切の関係を持たないことを基本方針としており、その旨をグループ規程である反社会的勢力排除規程に明文化し、全員への周知徹底を図っている。また、平素から当社総務部門が統括部署となり、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、万一、反社会的勢力からの接触を受けた場合は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

イ) 新規取引先に対する与信申請及び契約締結に係る稟議申請の際に、新規取引先と反社会的勢力との関わりに関する事前審査を実施する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

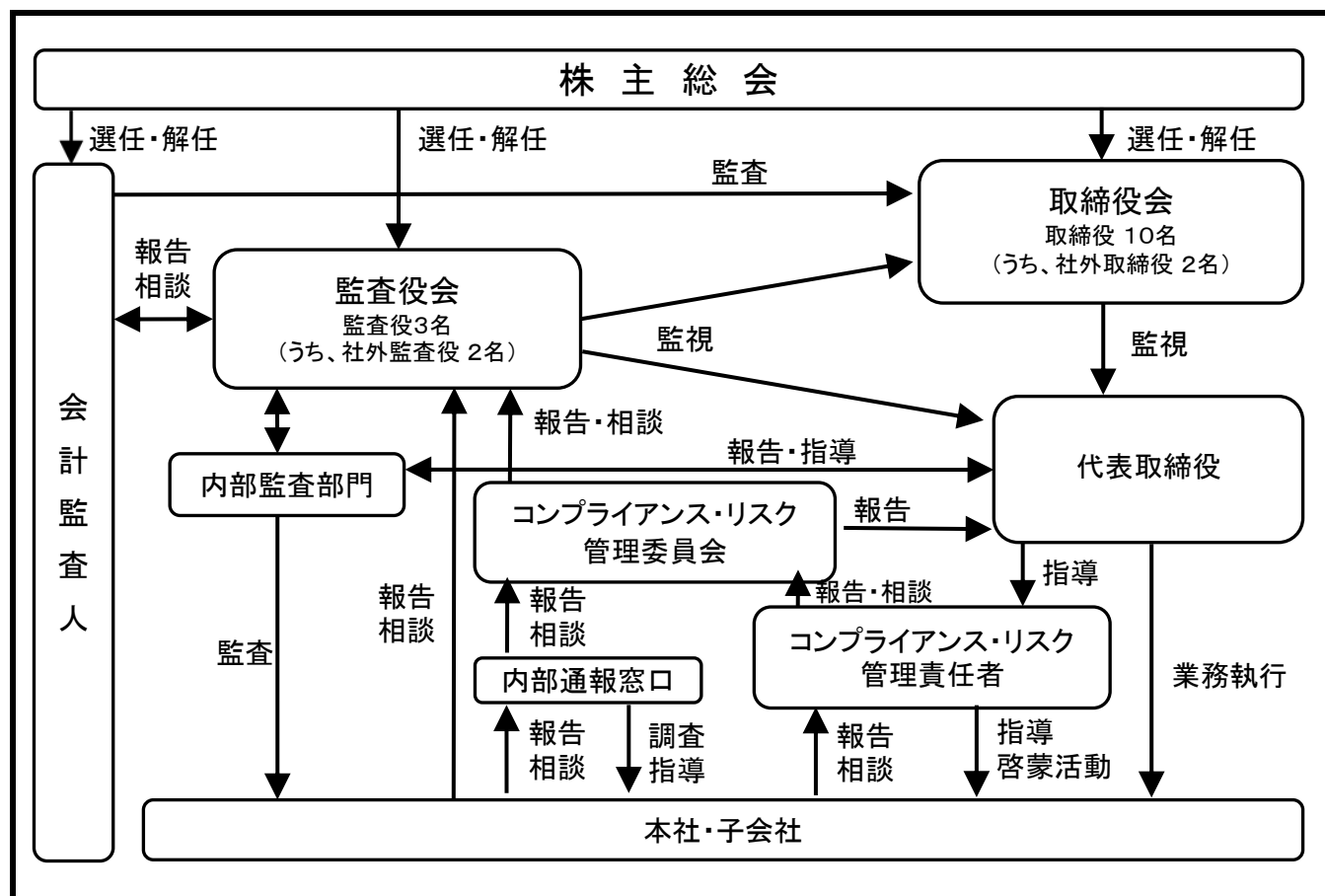
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

任期内の辞任等により、当社が監査役の員数を欠く場合に備え、補欠監査役を選任しております。

【内部統制組織図】

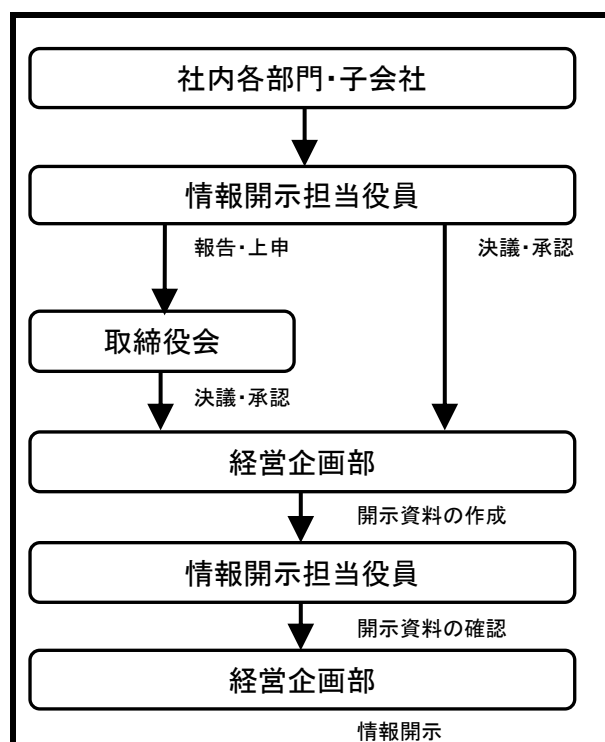
(1) 内部統制組織図



2021年3月30日現在

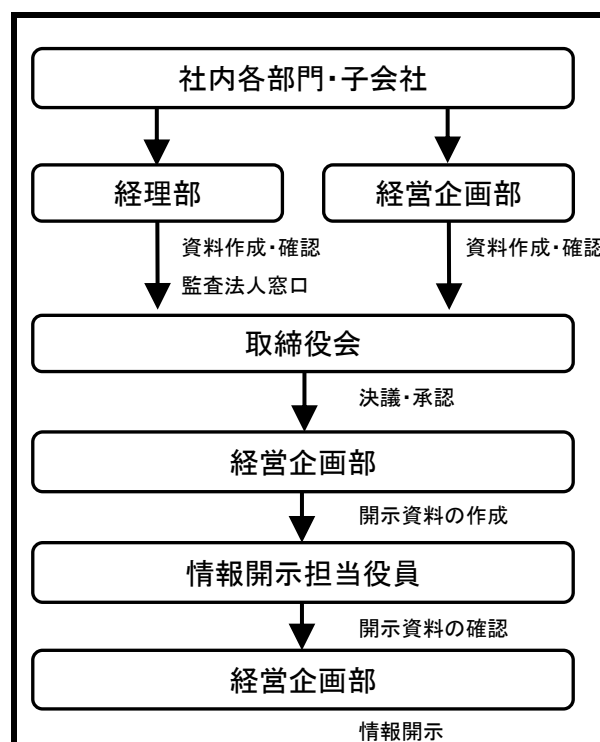
【適時開示組織図】

(2) 決定事項・発生事実に関する情報の開示



2021年3月30日現在

(3) 決算に関する情報の開示



2021年3月30日現在